豊中市告示第５８６号

豊中市シルバーハウジング「市営三国住宅・市営島江西住宅」生活援助員派遣事業委託の契約に係る一般競争入札について

豊中市シルバーハウジング「市営三国住宅・市営島江西住宅」生活援助員派遣事業委託の契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定により公告します。

令和８年１１月９日

豊中市長　　長　内　　繁　樹

１　入札に付する事項

⑴ 件名

豊中市シルバーハウジング「市営三国住宅・市営島江西住宅」生活援助員派遣事業委託

⑵ 履行場所

市営三国住宅　豊中市三国２丁目１番１号

市営島江西住宅　豊中市島江町１丁目２番８号

⑶ 概要

入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮された高齢者世話付住宅に生活援助員を派遣し、安否確認、緊急時の対応等のサービスを提供することにより、入居者の在宅生活を支援するもの。

⑷ 期間

令和９年４月１日（木）から令和１２年３月３１日（日）まで

⑸ 入札方法

本入札は、紙入札により行う。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

⑴ 施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵ 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードに福祉サービスの認定に係る希望順位を１と記載した者であること。

⑶ 本市から豊中市入札参加停止基準（平成７年６月１日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

⑷ 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成２４年２月１日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑸ 市内に事務所や事業所などの拠点を持ち、本事業を支援する実施体制があること。

⑹ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）第３８１条第１項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０７条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

⑺ 平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑻ 平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第１７４条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

⑼ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始

の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第１９９条第１項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3　入札参加資格確認審査手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、令和８年11月１３日（金）午後５時までに入札参加資格確認票（様式１）（以下、申込書類という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 期限までに申込書類を提出しない者は本入札に参加することができない。

(3) 申込書類の配付場所

ア　配付期間

令和８年１１月９日（月）午前１０時から令和８年１１月１３日（金）午後５時まで

イ　配付場所

「豊中市ホームページ＞トップページ＞事業者の皆さんへ＞入札・契約情報＞公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

(4) 申込書類の提出

ア　提出期間

令和８年１１月９日（月）午前１０時から令和８年１１月１３日（金）午後５時までに、申込書類を持参、または電子メールで提出することとし、電子メールの場合は送信後に電話で通知することとする。

イ　提出先

豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市福祉部長寿安心課（第二庁舎１階）

電子メールアドレス　choujuanshin@city.toyonaka.osaka.jp

電話（０６）６８５８－２２３７

ウ　その他

申込書類の作成に係る費用は提出者の負担とし、提出された申込書類は返却しない。また、入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めたものには、その理由を付して通知する。

4　仕様書、現場説明書、豊中市物品購入契約等入札心得及び入札書（以下「仕様書等」という。）の配布

(1) 配付期間

令和８年１１月９日（月）午前１０時から令和８年１１月１９日（木）午後５時まで

(2) 配布方法

「豊中市ホームページ＞トップページ＞事業者の皆さんへ＞入札・契約情報＞公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

5　契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

「豊中市ホームページ＞トップページ＞事業者の皆さんへ＞入札・契約情報＞公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

(2) 期間

令和８年１１月９日（月）午前１０時から令和８年１１月１９日（木）午後５時まで

6　内容等に関する質問等

(1) 受付期間

令和８年１１月９日（月）午前９時から令和８年１１月１２日（木）午後５時まで

(2) 質問等様式

質疑書（様式２）

(3) 受付方法

電子メールによる。宛先は１４問合せ先に記載のとおり。

(4) 回答

令和８年１１月１６日（月）午後１時までに質問者に電子メールで回答するとともにホームページにて回答

7　入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和８年１１月２０日（金）午後１時

(2) 入札場所

豊中市役所　第１入札室（第一庁舎４階）

(3) その他

ア　参加は１事業者１人までとする。

イ　当日配布の入札書により入札を行う。入札終了後、即時開札する。

ウ　天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

8　その他入札に関する事項

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札回数は３回を限度とする。

(3) 予定価格は開札後に公表する。

9　落札者の決定

開札の結果、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき金額の入札をした者が２者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該落札となるべき金額の入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。この場合において、当該落札となるべき金額の入札をした者は、「くじ」を辞退することができない。

10　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の１００分の５に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和４６年豊中市規則第１３号）第１０９条又は第１１０条の規定を適用できる場合はこの限りでない。

11　入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

12　契約の締結

契約書を作成する。

13　その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

14　問合せ先

豊中市中桜塚３丁目１番１号

豊中市福祉部長寿安心課（第二庁舎１階）

電話（０６）６８５８－２２３７